

熊本市多核連携都市推進協議会の公募委員の選考に関する要綱

制定	平成27年	3月30日	都市建設局長決裁
改正	平成28年	3月29日	都市政策課長決裁
	平成31年	3月22日	都市建設局長決裁
	平成31年	3月29日	都市建設局長決裁
	令和5年	3月15日	都市政策課長決裁
	令和8年	9月9日	都市政策課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、公募により選任する熊本市多核連携都市推進協議会の委員（以下「公募委員」という。）の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募委員の定数)

第2条 公募による委員の数は、2名以内とする。

(選考委員会の設置)

第3条 公募委員の選考を公正に行うため、熊本市多核連携都市推進協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の組織)

第4条 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は都市政策課長を、委員は市街地整備課長、交通企画課長及び住宅政策課長をもって充てる。

(選考委員会の所管事務)

第5条 選考委員会の所管事務は、次のとおりとする。

- (1) 選考方法及び審査項目に関すること。
- (2) 公募委員の選考に関すること。
- (3) その他選考に関して必要な事項に関すること。

(会議の招集)

第6条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

(選考手続)

第7条 公募委員の候補者（以下「候補者」という。）の選考は、別紙に定める選考基準の各審査項目について5段階で評価し、平均3点（以下「基準点」という。）以上かつ上位の者から2名以内の者を選考する。

2 応募者がいずれも基準点に達しない場合は、候補者を選定しないものとする。候補者が委員の就任を辞退し、他に基準点を満たす者がいなくなったときも同様とする。

(選考後の手続)

第8条 前条の規定により候補者を選考したときは、当該候補者に対し、公募委員の就任についての同意を得るものとする。

2 前項の候補者が辞退した場合は、次点の者を候補者として繰り上げるものとする。この場合において、同項の規定は、当該繰り上げた候補者について準用する。

3 市長は、前2項の手続の後、同意を得た候補者を委員として任用するものとし、他の応募者に対して選考の結果を通知するものとする。

(事務局)

第9条 選考委員会の事務局は、都市政策課とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年9月 9日から施行する。

選 考 基 準

1 選考方法

(1) 800字以内の作文による選考

テーマ「立地適正化計画の推進に向けて、今後、取り組むべきこと」

(2) 面接

2 審査項目

審査項目は以下のとおりとし、作文の内容と面接内容を併せて総合的に判断する。

項目	評価結果	点数
(1)理解度	・熊本市立地適正化計画について理解がある	5
(2)訴え度	・本市が目指す都市の将来像や現状認識を踏まえた具体的な意見や提案がある	5
(3)公平性	・考え方や意見に偏りが無い	5
(4)熱意	・当該協議会に参画することへの意欲がある	5

3 評価方法

各審査項目について、次に掲げる5段階で評価する。

点数	評価結果
5	非常に優れている
4	優れている
3	普通
2	劣っている
1	非常に劣っている

4 基準点

全審査項目の評価点の平均点3点とする。

5 選考

基準点以上で、点数上位の者から募集人員と同数の者を候補者とする。

選考された候補者において、同じ点数の者が2以上いる場合は、審査項目（1）、（2）、（3）、（4）の順に項目毎の点数が高いものを選考する。